

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部長
一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長

健康保険証発行終了に伴う事務取扱等の変更について

令和6年12月2日以降、健康保険証である組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みとなります。

つきましては、組合員証等の交付及び資格の取得に係る事務処理は次のとおりですので、組合員への周知及び事務の取扱いに遺漏のないようよろしくお願いします。

記

1 組合員証等の交付事務について

令和6年12月2日以降、組合員証等の交付を終了します（経過措置として、現在交付している組合員証等は、退職等で喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。）。

資格取得日が令和6年12月1日以前であっても、福利課給付班での「組合員資格取得届書」「被扶養者申告書」等の受付日が令和6年12月2日以降となる場合には、組合員証等は交付しません。

氏名変更や紛失等で再交付が必要な場合も同様の取扱いとなります。

なお、令和6年12月2日以降の資格の得喪に係る証等の発行及び返納等については、別紙1の表の通りです。

2 資格取得者・被扶養者認定者について

福利課給付班にて書類を受付し、個人番号等加入者の登録完了後、マイナ保険証の保有の有無に関わらず、所属所へ「資格情報のお知らせ」を送付します。なお、登録完了に通常1～2週間程度要します。

＜マイナ保険証を保有している場合＞

登録完了後、医療機関等でマイナ保険証の利用が可能となり、マイナポータルの「資格情報画面」から、公立学校共済組合の資格情報を確認することができます。

＜マイナ保険証を保有していない場合＞

医療機関等を受診する際に必要となる「資格確認書」を所属所へ発送します。

3 医療機関等の保険診療について

10月末に送付した「資格情報のお知らせ」に同封の「使って便利！ マイナ保険証」リーフレットに記載しているフローチャートに、医療機関等で保険診療を受ける際に必要なものを掲載しています。また、マイナンバーカードの健康保険証の登録方法についても掲載していますので、ご確認

ください。リーフレットについては、公立学校共済組合のHPにも掲載しています。

(URL: https://www.kouritu.or.jp/topics/kumiai/mynahokensyo_tukao/index.html)

なお、リーフレットについては、10月の送付時から一部変更がありますので、ご確認ください。

<変更箇所>

リーフレット2ページ内 「医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの」フローチャートの『「マイナ保険証」+「マイナポータル」の資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」を使用します』内末文

変更前：「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の利用登録をしている組合員等に交付します。

変更後：「資格情報のお知らせ」は、全ての組合員等に交付します。

4 マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証利用登録をしているが、後に解除を希望する組合員やその被扶養者は、保険者である公立学校共済組合岡山支部に「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出する必要があります。希望する場合は、福利課給付班へご連絡ください。

5 様式及び手引き等の変更について

次の様式について、令和6年12月2日以降は、新様式を使用してください。

(「組合員資格取得届書兼転入届書」及び「被扶養者申告書」は旧様式受付不可)

様式名	変更箇所
組合員資格取得届書兼転入届書	・「資格確認書の交付申請」欄 (新設) ・「給付金等受取口座」欄
被扶養者申告書	・「資格確認書の交付申請」欄 (新設) ・給与事務担当者の証明欄 変更前：「扶養手当認定日」 変更後：「扶養手当事由発生日」
記載事項等変更申告書	項目を改訂
再交付申請書	再交付対象書類

上記以外の様式、手引き及びホームページの変更点

組合員証等の文言削除及び変更等の修正

6 福利厚生事業・健康管理事業利用について

各事業の利用方法の変更については、別紙2を参照してください。

【問い合わせ先】

マイナ保険証及び資格の得喪について

福利課給付班 TEL:086-226-7606

福利厚生事業について

福利課福利厚生班 TEL:086-226-7603

健康管理事業について

福利課健康管理班 TEL:086-226-7604

基本事項	令和6年12月2日以降も事務処理及び提出書類は変更なし
------	-----------------------------

令和6年12月2日以降 交付事由及び処理区分	資格取得及び認定に係る交付処理	資格喪失及び取消に係る返納処理	記載事項等に変更が生じた 又は紛失等の再交付等処理
組合員証等	交付しない	異動報告書又は被扶養者申告書に添付して返納が必要 経過措置終了(令和7年12月2日)以降は返納不要	交付しない 旧証は経過措置終了(令和7年12月2日)以降 は返納不要
資格情報のお知らせ	全員に交付する(受領書に係る事務処理はなし) (継続長期組合員及び後期高齢者医療の被保険者を除く)	返納不要	以下に該当する場合のみ、共済組合から自動的 に再交付する ・組合員等記号・番号が変更した場合(番号 変更者) ・負担割合が変更(70歳以上の者に限る) マイナ保険証としてマイナポータルと連携 している場合は、マイナポータルから資格 情報を確認できます。 再交付を希望する場合は申請が必要です。
資格確認書	有効期限5年の資格確認書を交付する (受領書に係る事務処理はあり) 以下「オンライン資格確認ができない者」 に該当する場合(交付申請をした場合)	有効期限1か月の資格確認書を交付する (受領書に係る事務処理はあり) 個人番号等加入者の登録に一定期間要する 見込みがある場合 例)出生に伴う被扶養者認定	<有効期限内>異動報告書又は被扶養者申告書に 添付して返納が必要 <有効期限切れ>返納不要

オンライン資格確認ができない者
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを取得していない者又は返納者 ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申出者又は利用登録解除者 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者 ・マイナンバーカードを紛失した者又は更新中の者 ・マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者 ・中間サーバーへの加入者データ登録不可の者 ・マイナポータルや医療機関等における自己情報閲覧が不可の者

●福利厚生事業・健康管理事業利用について

別紙2

事業名	令和6年12月1日以前の利用方法	令和6年12月2日以降の利用方法
宿泊助成	・ 組合員証の提示 ・ 宿泊助成券の提出	・ 組合員証の提示 ・ 宿泊助成券の提出
まきび補助	・ 組合員証の提示 ・ 宿泊助成券又は会食補助券の提出	・ 組合員証の提示 ・ 宿泊助成券又は会食補助券の提出
優待	・ 組合員証の提示又は優待事業利用証の提出	・ 組合員証の提示又は優待事業利用証の提出
特定健康診査、特定保健指導	・ 受診券又は利用券の提出 ・ 組合員証の提示	・ 受診券又は利用券の提出 ・ 組合員証の提示又は「使って便利！マイナ保険証」リーフレットによる方法
人間ドック	・ 組合員証の提示	・ 組合員証の提示又は「使って便利！マイナ保険証」リーフレットによる方法
被扶養配偶者人間ドック		
器官別検診		
教職員ストレス相談		
健康づくりセミナー		
教職員サポート相談、管理職サポート相談		
教職員よろず相談、支える会、エンカウンターグループ体験講座	・ 組合員証又はマイナポータル資格情報画面又は資格確認書の提示	
スクールカウンセラー等を活用した教職員メンタルヘルス相談	・ 相談報告書の提出 ・ 組合員証の提示	・ 相談報告書の提出 ・ 組合員証又はマイナポータル資格情報画面又は資格確認書の提示

※各事業の詳細については、「おかやま教職員 福利厚生ネット」をご覧ください。

事業利用時の例

令和6年12月1日以前の利用方法	令和6年12月2日以降の利用方法
<p>宿泊助成を利用する場合</p>	
<p>教職員よろず相談を利用する場合</p>	<p>※下記3点のいずれかを提示</p>